議案第２１号　小松島市夜間運動場条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

例規総点検による見直しとして、地方自治法改正を受けた現行規定の整理を行うもの。

小松島市夜間運動場条例(昭和49年小松島市条例第35号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(管理の委託) 第13条　市長は，夜間運動場の設置の目的を効果的に達成できると認めるときは，その管理を公共的団体に委託することができる。 (委任) 第14条　（略）	(委任) 第13条　（略）	削る 改正